



低入札価格調査制度の 検証・見直し概要 【徹底的なダンピング排除】

指導検査課



低入札価格調査制度の厳格化

低入札価格調査制度のダンピング対策としての効果を検証し、**徹底的にダンピングを排除**するため、**厳格な調査**を実施します。

■ 内容

通常の低入札調査においても、これまで特別重点調査で求めていた資料の一部の追加提出を義務づけることにより、調査を厳格化します。**ただし、検証期間中は、追加資料の提出ができない旨の申出書を提出した者について、調査非協力者とは見なさない場合があります(個々の入札公告等で確認願います)。**

■ 対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、特殊工事及び専門工事以外のもの(対象工事については入札公告に記載)

■ 適用期日

平成24年9月1日以降に入札公告する建設工事から適用

追加提出資料及び追加調査内容

<h2>追加提出資料</h2> <p>(通常の低入札調査対象者においても、一部、重点調査対象者と同様の資料の提出を義務化する。)</p> <p>建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領</p>	<h2>追加調査の内容</h2> <p>(重点調査と同様の調査を実施する。)</p> <p>建設交通部低入札価格調査マニュアル 第7 特別重点調査の内容</p>
様式2-2(資材単価一覧表)	1(2)の重点調査
様式2-3(機械損料・賃料一覧表)	1(3)の重点調査
様式11(労務者の確保計画)	1(4)及び9の重点調査
様式15(下請け業者等一覧表)	1(4)及び(5)の重点調査